

令和 8 年度 前橋市立新田小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめ防止に関する基本的な考え方とめざす児童像

(1) 基本的な考え方

「いじめはどの学級でも、どの児童にも起こり得る」という認識のもと、「いじめは人として絶対に許されない。いじめをしない、見過ごさない、いじめのない学校」づくりを全職員が児童・保護者と一体となって推進する。

(2) 方針

- ①すべての児童が安心して学校生活を送れるよう、いじめの未然防止に努める。同時にいじめの早期発見・対応のために組織的な対応を推進する。
- ②いじめについて一人一人の児童に考えさせ、自らが内面からいじめをしない・許さないという心情・態度・実践力をもった児童を育てる。
- ③自己有用感や自己肯定感を高める教育活動を推進し、自他を大切にできる児童の育成・お互いの良さを大切にする環境作りに努める。
- ④ふざけあいやけんかであってもいじめや暴力行為に該当することなど、いじめ認知について教職員が理解を深め、同一認識でいじめ防止に取り組む。

(3) めざす児童像

- ・いじめをしない、ゆるさない、たくましい心と行動力をもった児童
- ・自分も友達も大切にできる優しさ、考える力をもった児童
- ・社会の一員として、他者と良好な関係を築き、共に活動できる児童

2 校内組織及び連携体制について

(1) 「校内いじめ防止対策委員会」を組織し、いじめの防止、早期発見、早期解決のための対処等、いじめ防止に関わる組織的な対応を行う。

(2) 「校内いじめ防止対策委員会」は以下のとおりとする。

- ①構成員：校長、教頭、教務、生徒指導主任、教育相談担当、各学年生徒指導担当者
 ＊必要に応じて、養護教諭、スクールカウンセラーも参加
 ＊個別事案が発生した際は、担任等の関係教職員を含めた対応チームを編成
- ②開催方法：生徒指導対応が必要な際開催される「生徒指導部会」の中で実施する。
 ＊必要に応じて臨時に開催する場合もある。
- ③検討内容：○いじめ事案の確認と情報の共有及び収集・記録
 ○個別ケースの対応策の検討
 ○いじめ未然防止策の検討・実施・点検

(3) 校内の連携体制

- ①生徒指導部会：生徒指導上の各種情報や対応方法と関連付けた指導
- ②教科部会：学習規律の徹底やわかる授業の推進
- ③道徳・特活部会：いじめ防止に関わる心の教育と縦割り交流体験の充実
- ④職員会議：毎回生徒指導に係る情報共有の場を設け、指導の重点や対応について共通理解を図る。

3 いじめの未然防止に向けた取組

- (1) 学級経営を基盤として望ましい人間関係や互いの良さを認め合う環境をつくる。また、一人一人の個性が尊重され、一人一人が存在感をもてる学級づくりに努める。
- (2) 基本的な学習習慣の定着を図るとともに、授業中の考える時間を確保し、学ぶ楽しさやわかる喜びを味わわせる学習活動の工夫に努める。

(3) いじめ未然防止のための具体的な取組

◆いじめ防止強化月間の活動

1 2月をいじめ防止強化月間として設定し、1 2月に人権週間の活動とともに、人権標語を全校児童で作成し、いじめ防止の意欲付けを図る。両月ともいじめ防止の「のぼり旗」を掲げ、啓発を行う。

◆あいさつ運動

自発的に参加する児童が、児童玄関で「朝のあいさつ運動」を実施するとともに、あいさつ当番として進んで活動することで全校での交流を促進する。

◆なかよし集会

6年生をリーダーとして、全校児童を縦割り班に編成し、火曜日の集会や第1校時を使い、年間10回の「なかよし集会」を実施する。活動内容は、主に6年生のリーダーが班員みんなで楽しむことができるゲームや読み聞かせを企画し実施する。

◆外部講師による高学年に向けたいじめ防止授業を実施する。

4 いじめの早期発見に向けた取組

- (1) 毎月の生活アンケートをいじめの有無が確認しやすい内容・形式に随時見直しながら実施し、いじめや悩みの早期発見に努め、必要に応じて個別に聞き取りを行う。
- (2) 授業や休み時間、放課後等の日常生活の観察・個別の声かけ・一人一人の児童との関わりを大切にする。SCと連携して児童の抱える悩みや不安に対応する。
- (3) 教職員間で児童の情報を共有し、組織的な対応で児童の状況を把握する。
- (4) 連絡帳や電話等を活用し、日常的に保護者と担任で児童に関する情報を共有する。
- (5) ネット上のいじめについて、市教委による調査結果の周知を図るとともに、外部講師や保護者と連携して情報モラル教育・活動を推進する。

5 いじめの早期解消に向けた取組

- (1) いじめられている子どもや保護者に寄り添い、複数の教職員で詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、「校内いじめ防止対策委員会」を立ち上げ、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 学校は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。

- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求めるとともに、関係機関との情報共有を図る。
- (6) 事後の経過観察を3ヶ月以上行い、いじめが解消したと思われる場合でも、見守りを継続する。
- (7) 必要に応じて、県や市、関係機関の支援を受ける。

6 関係機関との連携

いじめ問題の未然防止、早期発見・解消に向け、必要に応じて関係機関との連携を行う。

(1) 県教育委員会との連携

- いじめ等問題行動に対応するサポートチームの派遣を市教委を通じて要請する。
- 重大な事案が発生した場合は、第三者機関「群馬県公立学校いじめ問題等調査委員会」を活用する。

(2) 市教育委員会との連携

- 青少年課いじめ対策室・青少年支援センター、学校教育課と連携し、必要な対応策を図る。

(3) その他の関係機関との連携

- いじめの内容に応じて、警察や児童相談所等と連携を図り、未然防止と迅速な解消を図る。

(4) 地域との連携

- 自治会長・児童民生委員等の地域の方々との情報を共有し、サポート会議等で地域の協力を得られるようにする。

7 重大事態への対応

- ・市教育委員会への報告／・市教育委員会と連携した対応／・いじめ対策会議（仮称）を中心とした組織的な対応／・関係児童及び全職員に対する聞き取り調査の実施／・児童生徒へのアンケート調査の実施／・関係児童及び保護者への対応、スクールカウンセラーと連携した心のケア／・他の児童への対応とスクールカウンセラーと連携した心のケア等／・地区の中学校ソーシャルワーカーとの連携

■■重大事態とは、法28条の規定に基づき、次の場合をいう。■■

①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

例えば、児童生徒が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害を被った場合、精神性の疾患を発症した場合などのケースが想定される。

②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒等が相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

「相当の期間」とは、30日を目安とする。

<参考>「重大事態」について（群馬県いじめ防止基本方針抜粋）

8 その他

○評価と改善について

「校内いじめ防止対策委員会」でチェックを行うとともに、学期末の委員会においては学期ごとの評価を行い、いじめ防止活動の改善を図る。また、毎月の児童へのアンケート調査については、随時内容・形式を検討する。

○保護者への情報発信と啓発活動について

いじめ防止強化月間の取組概要等について、学校便り等を活用し周知する。また、必要に応じて懇談会やP T Aの会議の際に報告を行う。

○教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。

○児童の発達段階や状況を適切に理解した上で、指導にあたるよう留意する。

○「花と緑にあふれる優しく温かな学校づくり」のための栽培活動や行事、全校児童のやさしく思いやりのある心の育成に取り組む。